

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 1 号

令和8年（2026年）5月28日（木）（第1日）

吹田市議会会議録 1 号

令和 8 年 5 月定例会

○ 議 事 日 程

令和 8 年 5 月 28 日 午前 10 時開議

1 会期の決定について

- 報告第 4 号 公益財団法人吹田市文化振興事業団の経営状況について
- 報告第 5 号 公益財団法人吹田市国際交流協会の経営状況について
- 2 { 報告第 6 号 一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の経営状況について
- 報告第 7 号 公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団の経営状況について
- 報告第 8 号 公益財団法人千里リサイクルプラザの経営状況について
- 3 { 議案第 49 号 吹田市立豊津第一小学校外壁等劣化対策 1 期ほか工事（建築工事）請負契約の締結について
- 議案第 50 号 吹田市立山田第三小学校外壁等劣化対策 1 期工事（建築工事）請負契約の締結について
- 議案第 51 号 吹田市立古江台中学校教室改修ほか工事（建築工事）及び吹田市立古江台中学校昇降機設置工事（建築工事）請負契約の締結について
- 議案第 58 号 吹田市立青山台小学校厨房用備品購入契約の締結について
- 4 議案第 56 号 吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について
- 報告第 9 号 専決処分報告
- 専決第 2 号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 44 号 退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 45 号 吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 46 号 予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例及び吹田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 47 号 吹田市介護老人保健施設条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 48 号 吹田市立男女共同参画センター大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結について
- 議案第 52 号 吹田市立自然の家大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結について
- 5 { 議案第 53 号 吹田市中消防庁舎解体撤去工事請負契約の一部変更について
- 議案第 54 号 吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事（建築工事）請負契約の一部変更について
- 議案第 55 号 吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について
- 議案第 57 号 重文旧西尾家住宅主屋ほか 6 棟建造物保存修理工事（Ⅰ期工事）請負契約の一部変更について
- 議案第 59 号 小学校用 G I G A 端末 i P a d 購入契約の締結について
- 議案第 60 号 吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定期間の変更について

議案第61号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

議案第62号 大阪広域水道企業団が共同処理する事務の変更に関する協議について

議案第63号 令和8年度吹田市一般会計補正予算（第1号）

- 6 市会議案第5号 吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 33 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五 十 川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	8 番	後 藤 恭 平
9 番	中 西 勇 太	10 番	玉 井 美 樹 子
11 番	山 根 建 人	12 番	村 口 久 美 子
13 番	後 藤 久 美 子	14 番	川 田 尚
15 番	江 口 礼 四 郎	17 番	浜 川 剛
18 番	井 上 真 佐 美	19 番	野 田 泰 弘
20 番	竹 村 博 之	21 番	塩 見 み ゆ き
22 番	柿 原 真 生	23 番	清 水 亮 佑
24 番	今 西 洋 治	25 番	林 恭 広
26 番	澤 田 直 己	27 番	白 石 透
28 番	有 澤 由 真	29 番	矢 野 伸 一 郎
30 番	小 北 一 美	31 番	橋 本 潤
32 番	乾 詮	33 番	高 村 将 敏
34 番	井 口 直 美	35 番	泉 井 智 弘
36 番	藤 木 栄 亮		

○ 欠席議員 0 名

○ 出席説明員

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	危 機 管 理 監	山 下 栄 治
総 務 部 長	井 田 一 雄	行 政 経 営 部 長	北 澤 直 子
税 務 部 長	中 村 大 介	市 民 部 長	岡 松 道 哉
都 市 魅 力 部 長	脇 寺 一 郎	児 童 部 長	道 場 久 明
福 祉 部 長	梅 森 徳 晃	健 康 医 療 部 長	今 峰 み ち の
保 健 所 長	松 林 恵 介	環 境 部 長	道 澤 宏 行
都 市 計 画 部 長	清 水 康 司	土 木 部 長	梶 崎 浩 明
下 水 道 部 長	愛 甲 栄 作	会 計 管 理 者	伊 藤 さ お り
消 防 長	山 田 武 史	水道事業管理者職務代理者 水 道 部 長	原 田 有 紀
理事（子育て支援センター担当）	岡 田 貴 樹	理事（公共施設整備担当）	木 村 博 一
理事（地域整備担当）	野 口 裕 嗣	教 育 長	大 江 慶 博
学 校 教 育 部 長	大 山 達 也	教 育 監	植 田 聡
地 域 教 育 部 長	二 宮 清 之		

○ 出席事務局職員

局 長	岡 本 太 郎	次 長	守 田 祐 介
参 事	東 貴 一	主 幹	森 岡 伸 夫
主 幹	水 落 康 介	書 記	古 河 輝
書 記	中 川 晃 希		

○
(午前10時 開会)

○矢野伸一郎議長 ただいまから5月定例会を開会し、
直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

応招議員は33名、ただいまの出席議員は33名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてあります

ので、それにより御承知願います。

本定例会の会議録署名議員を私から指名いたします。

15番 江口議員、18番 井上議員、20番 竹村議員、以上の議員にお願いいたします。

そのほか、本定例会の議事説明員につきましては、別紙お手元に配付いたしてあります令和8年5月定例会議場座席表に記載の議事説明員のとおりに出席要請いたしましたので、御承知願います。

議 場 座 席 表

令和8年5月定例会
(2026年)

						議事 岡本 太郎 矢野 伸一郎		事務局席									
						演壇											
梅森 徳晃		岡田 貴樹		道場 久明		協寺 一郎		岡松 道哉		北澤 直子		井田 一雄		行政経営部長		総務部長	
福祉部長		理事（子育て支援センター担当）		児童部長		都市魅力部長		市民部長		行政経営部長		井田 一雄		総務部長			
松林 恵介		今峰 みちの		山田 武史		山下 栄治		辰谷 義明		春藤 尚久		後藤 圭二		副市長		市長	
保健所長		健康医療部長		消防長		危機管理監		副市長		副市長		副市長		副市長		市長	



○矢野伸一郎議長 次に、昨日5月27日に開催されました全国市議会議長会第102回定期総会におきまして、15年勤続議員として後藤恭平議員、山根議員がそれぞれ表彰を受けられました。これまでの御功績に対しまして深く敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。今後ますますの御活躍を祈念いたします。

それでは、これより伝達を行いたいと思います。

○岡本太郎事務局長 それでは、伝達を行います。

お名前を申し上げますので、演壇の右側までお進みください。

初めに、後藤恭平議員。

○矢野伸一郎議長

表 彰 状

吹 田 市

後 藤 恭 平 殿

あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第102回定期総会に当たり本会表彰規程によって表彰いたします。

令和8年5月27日

全国市議会議長会

会長 丸 子 善 弘

（拍手）

○岡本太郎事務局長 続きまして、山根議員。

○矢野伸一郎議長

表 彰 状

吹 田 市

山 根 建 人 殿

以下同文

（拍手）

○矢野伸一郎議長 以上で表彰の伝達を終わります。

議事に先立ち、市長の挨拶を受けることにいたします。市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 おはようございます。5月定例会の開催に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日は、今定例会に御参集いただきありがとうございます。

初めに、この場をお借りいたしまして、全国市議会議長会永年勤続議員として15年表彰を受けられました後藤恭平議員、山根建人議員、お二人に対しまして、一言お祝いを申し上げます。

これまで吹田市議会議員として市政の発展に多大な御貢献を賜りましたことに敬意を表し、感謝を申し上げます。それとともに、今後ますますの御活躍を期待申し上げます。

引き続き、市民生活及び行政運営にお力を賜りますようお願いを申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。おめでとうございます。

それでは、今回、提案予定の案件を御説明いたします。

報告案件といたしまして、公益財団法人吹田市文化振興事業団の経営状況についての報告等6件、条例案件といたしまして、退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定等4件、単行事件といたしまして、吹田市立男女共同参画センター大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結等15件、予算案件といたしまして、令和8年度吹田市一般会計補正予算（第1号）1件、以上のほかに追加予定案件といたしまして、報告案件として、損害賠償額の決定に関する専決処分2件、条例案件として、吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定1件、単行事件として、吹田市立男女共同参画センター大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の締結等2件、人選案件として、来る7月19日付をもって任期満了となられます農業委員会委員の後任16名の任命につきまして、それぞれ成案が得られましたら、追加提案をさせていただきたく存じます。

以上が、今回の提案を予定しております案件でございます。

それぞれの詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、よろしく御協議の上、原案どおり御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○矢野伸一郎議長 これより議事に入ります。



○矢野伸一郎議長 日程1 会期の決定についてを議

題といたします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの29日間といたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期は29日間と決定いたしました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程2 報告第4号から報告第8号までを一括議題といたします。

本件につきましては、理事者から、議案書のとおり文書をもって報告がありましたので、それにより御承知願います。



○矢野伸一郎議長 次に、日程3 議案第49号から議案第51号まで、及び議案第58号を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

学校教育部長。

（学校教育部長登壇）

○大山達也学校教育部長 御上程いただきました議案第49号から議案第51号及び議案第58号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

議案第49号から議案第51号につきましては、制限付一般競争入札の実施により、去る5月8日に請負事業者が、また、議案第58号につきましては、制限付一般競争入札の実施により、去る4月28日に納入者が決定いたしましたことから、それぞれ契約を締結しようとするものでございます。

それぞれの予算につきましては、さきの2月定例会におきまして、御可決賜ったものでございます。

議案書の219ページから221ページをお願いいたします。

議案第49号 吹田市立豊津第一小学校外壁等劣化対策1期ほか工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、防水改修、白板改修及びトイレリニューアル工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年12月25日の予定で、請負金額は3億1,553万5,000円、請負者は株式

会社エーユーでございます。

続きまして、議案書の223ページ、224ページをお願いいたします。

議案第50号 吹田市立山田第三小学校外壁等劣化対策1期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年11月27日の予定で、請負金額は2億1,818万5,000円、請負者はエフワイ土木株式会社でございます。

続きまして、議案書の225ページから227ページをお願いいたします。

議案第51号 吹田市立古江台中学校教室改修ほか工事及び同校昇降機設置工事の建築工事につきましては、教室、給食配膳室、更衣休養室等の改修工事及びスロープの設置工事並びにエレベーター、倉庫等の設置工事を実施しようとするものでございます。

工期は、教室改修ほか工事につきましては、本定例会議決後から本年12月11日、昇降機設置工事につきましては、本定例会議決後から令和9年3月15日の予定で、請負金額は2億1,879万円、請負者は株式会社ビックでございます。

続きまして、議案書の241ページをお願いいたします。

議案第58号 吹田市立青山台小学校厨房用備品購入契約につきましては、給食調理室の改修工事に伴い、給食調理室の厨房備品として、食器消毒保管機、フードスライサー、ガス回転釜、立体炊飯器などを整備するものでございます。

納期は、本定例会議決後に着手し、11月30日の予定で、契約金額は4,070万円、納入者は、ACE厨設株式会社でございます。

なお、以上4件の参考資料といたしまして、議案参考資料の35ページから62ページに工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、配置図、平面図等を、85ページから88ページに備品購入概要、営業の沿革、納入実績書、貸借対照表、損益計算書を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し

上げます。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、即決いたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第49号から議案第51号まで、及び議案第58号を一括して採決いたします。

本件について承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第51号まで、及び議案第58号は可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程4 議案第56号を議題といたします。

理事者の説明を求めます。地域教育部長。

（地域教育部長登壇）

○二宮清之地域教育部長 御上程いただきました議案第56号 吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について、提案の理由及びその概要を説明申し上げます。
議案書237ページを御覧いただきたいと存じます。
本案は、令和7年9月定例会において提出し、御可決をいただいた議案第78号 吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の締結についての議案内容に誤りがあったことが今般判明いたしましたため、その誤りである工期の完成を令和8年9月30日から令和8年6月15日に正しく改めるため、変更しようとするものでございます。

今定例会において、地中障害物による工期の延長

などに伴い、工事請負契約の一部を変更する議案を提案しようと手続を進めておりましたが、議案書完成時に、令和7年9月定例会提案の当該工事請負契約締結の議案書のうち、工期の完成の日付に誤りがあったことに気づきました。

令和7年9月定例会の議案書の作成時には、工期の終期は令和8年6月15日と決定していたものの、当初検討していた令和8年9月30日と誤認したまま、仮契約書よりも議案作成用に準備した参考資料を基に作成、確認作業を進め、提案に至ったことが誤りの原因でございます。

議会において議案書に基づき御審議いただき、市の最終的な団体意思決定である議決をしていただく上で議案内容に誤りがございましたことは、重大な誤りと深刻に受け止め、深く反省しております。

ここに謹んで心よりおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

今後、このようなことが起こらないよう、議案書の記載の根拠となる資料を基に、各担当職員が細心の注意を払い、責任を持って確認し、作成することを徹底して再発防止に取り組んでまいりますので、御容赦願います。

また、説明申し上げた本案の概要などは、議案参考資料の81ページにもお示ししておりますので、御参照の上、工期の誤りをたず本案について御審議いただき、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、この本案を御可決賜りましたならば、本来予定しておりました地中障害物による工事期間延長の工期の変更のほか、この工期の変更及びインフレスライド条項適用に伴う請負金額の変更を行う工事請負契約の一部変更の議案を後日、追加提案させていただきたいと存じますので、契約が失効する6月15日までに、誠に勝手ながら御議決してくださいますよう、お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 議案第56号 吹田市吹田東地

区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について質問をさせていただきます。

今回の議案では、契約締結議案の提案のときに、仮契約の締結の工事期間の終期を令和8年6月15日と記載していたにもかかわらず、議案書では工事の完成日を令和8年9月30日と記載していて、議決内容と実際の契約内容が完全に不一致のまま執行されていたことが分かりました。

さらに、この誤りに気づいたのは、実際の工期では間に合わず、工期延長が必要になったからだという事です。もし、工期の延長がなされなければ、不一致のまま進められていても分からなかったという事であります。

議案は行政の決定事項の中で最も重い根拠となるものだと思いますし、中身が正しいという前提で私たちは議決しています。しかし、中身が間違っていましたということは、議会に対する責任、説明責任という面からも決してあってはならないことです。

今回の不一致は、議案のとおり、完成時期は9月30日にもかかわらず、契約の締結を6月15日ですってしまったのか、もしくは、議案の単なる記載ミスなののでしょうか。改めて、提案までのプロセスを説明願います。

また、工期の変更の議案書が完成した時点で初めてミスが分かったということですが、なぜ、この重大な誤りが見過ごされてきたのかについても、誰も気づかなかったのか、原因をどのように考えていらっしゃるのかお聞かせください。

議案のミスは、令和7年2月定例会の国民健康保険特別会計補正予算でもあり得ない単位の金額の誤りが起こっています。

こうした事態が続くということは、組織全体に、議案への確認の甘さや確認手順の形骸化につながっているのではないのでしょうか。人が行っているのに、ミスが起きることを止められるものではありませんが、議案のミスをなくすことはできたかと存じます。

この令和7年2月定例会の議案のミスに続き、今回発覚した議案のミス以外にも、庁内では、私たちには見えないミスが発生しているのではないでしょ

うか。

そこで市長に伺いますが、今回の議案のミスに対して、現在の市役所全体の事務処理の正確性と、組織のガバナンスの観点からどのように認識されているのかお答えいただけますでしょうか。

また、今回議案に関わった部署だけでなく、全部の部署を対象に、議案を含めミス防止について、チェック体制の総点検を行っていただきたいと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

（地域教育部長登壇）

○二宮清之地域教育部長 誤った議案の提出の原因などにつきまして、地域教育部から答弁申し上げます。

令和7年9月定例会提案の当該工事請負契約の締結議案につきましては、議案書の作成の基になる仮契約書の工期末の令和8年6月15日を、工期の完成日として議案書作成依頼書に記載すべきでしたが、工期確定前の関連資料により、工期末を同年9月30日と誤認したまま議案書作成の進めたため、誤った提案に至ったものでございます。

また、その後も、本工事請負契約変更の議案書の完成に至るまで、当時議決された議案書の工期に留意する職員がいなかったため、誤りに気づかなかったものでございます。

今般の誤りは、仮契約書を基に議案書作成依頼書を作成、確認しなかったことであり、議案書は、議会で審議し、市の最終的な団体意思決定である議決を行うための最も重要な文書であるにもかかわらず、あってはならない重大な誤りを引き起こしてしまい、その事態の重さを深刻に受け止め、深く反省しております。

今後、議案の作成に当たっては、議案書の記載の根拠となる資料を必ず参考とし、部長までの各担当職員が細心の注意を払い、責任を持って確認することを徹底し、誤りがないよう再発防止に取り組んでまいりますので、御容赦願います。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

（総務部長登壇）

○井田一雄総務部長 続きまして、総務部より御答弁申し上げます。

現状、提出議案につきましては、各案件の担当部局からの依頼内容を基に作成をしているところでございます。

今後、より丁寧に庁内における情報共有を行うとともに、議案内容が事実や法令等に照らして誤りがないか、適正なチェック機能が働く体制、手法を構築し、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

（行政経営部長登壇）

○北澤直子行政経営部長 続きまして、行政経営部より御答弁申し上げます。

正確な事務処理は、行政への信頼の根幹となるものであり、今回の事案については、一部局だけでなく、市全体の管理体制における問題として認識しております。

事務ミス防止につきましては、吹田市内部統制に関する指針に基づき、各部局において、リスクチェックシートによるリスクの洗い出しを行い、その対策に取り組んでいるところでございます。

今回の事案を受けまして、改めて指針に基づくリスクチェックシートの活用等について周知徹底を行い、職員の意識向上を促進することにより、ミス防止に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 業務執行上のミスにより、行政に対する市民の信頼低下につながるよう、今回の件を反省するとともに、改めてヒューマンエラーの防止に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 今の市長の答弁を聞いて、本当にちょっと残念な気持ちで、2回目の質問をさせていただきますけれども。

まずね、部局の個人的、個別なミスとして何か片

づけようとしているような気がしますし、もっとトップとして今後どうしていくのかとか、そして、市民とか議会に対してどのように深く思っているのかっていうのが全然伝わってこない答弁だったです。これね、市長、私たちは、この議案っていうのは重く受け止めておりますしね、これにミスがないということで議決もしているんです。それが間違っていましたと。まあ、それは人間のすることですからね、いろいろあると思いますけれども、これはやっぱり組織のトップとして、この議案に対する責任ですね、これはどう考えているかっていうのをもう一度答弁いただきたいのと、今後、どういうふうにしていくのかっていうのを、やはり再度答弁いただきたいというふうに思っております。今の感じでは、今の答弁では、まあ、今後やっていきますみたいな軽い、本当に軽い、責任が感じられない答弁をいただきましたんですが、やはり、組織のトップとしてやはりその責任はしっかりと考えていただきたいっていうふうに思いますし、市長の口からしっかりとその辺の思いをもう一度答弁としてお聞かせいただけますでしょうか。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 今回の件については、深く反省しておりますというのは、各部長からも、私からもお話をさせていただきました。その上で、この先の話はどうなのかという御質問でもございます。

御質問の中に、人がすることなので、それはいろいろあるやろという、こう、温かいお言葉をいただきましたが、それはあってはならないと思っています。それをシステムでどう対応するかっていうのをかなり高度に吹田市役所は努めてまいりました。ほかの組織のことはよく知りません。でも、全ての組織で、企業も含めて、人間がやることですから、ヒューマンエラーは必ず発生します。これを今後、どう減らしていくのかっていうのは、1つはDX、もう一つはAIがそれをチェックするという方法は、もう近々なると思うんですけれども、AIもうそをつきます。AIをチェックするのもヒューマンです。そこでヒューマンエラーも発生します。これ、いた

ちごっこになるんですけれども、とにかく、事の大小、議会にお諮りをする案件だから、それで平素の事務だからっていうことではなくて、全ての事務でミスを起こさない、それには職員全ての気持ちの問題があると思っています。そこで絶対ミスを犯してはいけないって、全ての職員が思うような体制を整えていきたい、そのように反省を込めてお答えさせていただきますと思います。

○矢野伸一郎議長 以上で質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、即決したいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 議案第56号 吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について、賛成の立場で、以下、意見を申し述べます。

今回の議案修正に至る経緯は、参考資料や先ほどの説明からも、単なる記載誤りではなく、地方自治法に定められた議会議決事項の正確性、行政手続の適正性、そして、組織の内部統制そのものが問われる事案であると考えます。特に、複数部署が関与しながら、約8か月間、誤りが是正されなかったことは、組織としてのチェック機能が十分に働いていなかったことを示しています。

行政手続及び組織ガバナンスの観点から、以下、指摘をいたします。

当該事案は、先ほども御説明ありましたが、当該工事請負についての契約書の起案時点では正しい工期が確認されていたにもかかわらず、議案提出時には誤認した異なる工期が記載をされていました。さらに、その後の契約変更議案の作成時においてはその誤りに気づかなかったとのことでした。

これら、事務手続を行った部署は、具体的には資産経営室が契約検査室に工事の執行及び契約手続の

依頼について起案し、まなびの支援課は合議し、契約書の作成となりましたが、市議会の議案の作成については合議等はなされず、まなびの支援課のみによる議案作成、及び、その後、総務部が議案を取りまとめ、市長より提案され、議決し、議決内容と違う正式な契約締結に至ったとのことでした。

このように、複数段階を経て複数の部署が関与されながら、どの段階でも工期のそごを発見できませんでした。これは議案作成等に当たって、誰かが確認しているはずという依存的な意識が働き、実質的な確認責任が曖昧になっていた可能性があります。

行政実務において、契約内容の正確性、一貫性は基本中の基本でありながら、組織としての牽制機能、ダブルチェック等が機能していなかったことは深刻です。

特に、大規模改修という複雑な工事において、工期やコストは最も慎重に扱うべき重要事項であるから、ガバナンス体制に深刻な欠陥があったと言わざるを得ません。今後、同様の事態を繰り返さないため、速やかに以下の是正措置を講じることを求めます。

まずは、当該事案に対して、先ほど御説明は御答弁でありましたけれども、改めて、どの段階で誤記が生じたのか、なぜ発見できなかったのか、誰がどの確認を担う体制となっていたのかについて時系列で整理し、再発防止につなげてください。

具体的には原案の議案内容と契約内容の突合確認、契約担当、所管担当双方による確認、議会への提出前の最終チェック等、契約議案作成時の確認フローの見直しを行うなどです。

次に、今回の件を担当部のみ、一部署の問題とするのではなく、組織全体の内部統制の課題として受け止めるべきです。契約事務全体の点検、類似案件の調査、管理職を含めた責任体制の明確化を行ってください。

そして、再発防止策については、本件の根本原因を特定し、組織としてどのような再発防止策を講じたのか、その具体的根拠を市民に対して透明性をもって公表してください。

以上、行政手続において市民の信頼を損なわない

ためにも、吹田市の行政事務執行の正確性と組織としての自浄作用が問われている重大な事案であることを認識され、速やかな改善を強く求めて賛成いたします。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、議案第56号を採決いたします。

本件について承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第56号は可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程5 報告第9号、議案第44号から議案第48号まで、議案第52号から議案第55号まで、議案第57号及び議案第59号から議案第63号までを一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。税務部長。

（税務部長登壇）

○中村大介税務部長 御上程いただきました報告第9号 専決第2号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につきまして、その理由及び内容を御報告申し上げます。

議案書の205ページをお願いいたします。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、法の改正内容のうち、本年4月1日から施行される部分につきまして、直ちに市税条例を改正する必要が生じましたが、議会で御審議いただく時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

改正内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、5ページの新・旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第36条から、8ページにかけての第36条の10につきましては、軽自動車税の環境性能割を廃止するため、環境性能割に係る規定を削除するものでございます。

次に、9ページにかけての第37条の3第1項の改正につきましては、軽自動車税のグリーン化特例が

適用される車両の初回車両番号指定日の期限を、現行の令和7年度末から令和9年度末に延長するものでございます。

その他の改正につきましては、軽自動車税の種別割の名称を軽自動車税へ変更するとともに、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、207ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は本年4月1日から施行することといたしております。

以上が、条例改正の理由及び内容でございます。

参考といたしまして、議案参考資料の13ページに本条例改正の概要をお示しいたしておりますので、御参照の上、何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

（総務部長登壇）

○井田一雄総務部長 御上程いただきました議案第44号 退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書209ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、恩給法による恩給改定率の改正等に関する政令の改正内容に準じ、退隠料及び遺族扶助料の最低保障額等を増額しようとするものでございます。

以下、改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、15ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、第1条関係、退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例附則第3条の改正につきましては、退隠料及び遺族扶助料の最低保障額を増額するものでございます。

16ページの第2条関係、吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例附則第5条の改正につきましては、遺族扶助料の寡婦加算額を増額するものでございます。

議案書209ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございますが、210ページの第1項は、こ

の条例は公布の日から施行し、第2項は、本年4月1日から適用することを規定するものでございます。

第3項は、内払いについて規定するものでございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の17ページに、本案の概要をお示しいたしておりますので、併せて御参照いただきますようお願いいたします。

以上が、本案の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

（都市魅力部長登壇）

○脇寺一郎都市魅力部長 御上程いただきました議案第45号 吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

なお、本議案に関わります予算につきましては、これまでの定例会におきまして、御可決を賜ったものでございます。

議案書の211ページをお願いいたします。

昨年度から本年度にかけまして実施しております中の島公園及び中の島スポーツグラウンドの再整備の一環として、野球場を多種目多目的グラウンドに改修いたしますことから、中の島スポーツグラウンドの施設の変更等を行うものでございます。

以下、改正内容につきまして、議案参考資料19ページの現行・改正案対照表により御説明申し上げます。

第3条の改正につきましては、中の島スポーツグラウンドの野球場をメイングラウンドに変更し、多目的グラウンドの名称をサブグラウンドに変更するものでございます。

次に、別表につきましては、第3条の改正に合わせ、メイングラウンドの使用料の設定及び多目的グラウンドの名称の変更を行うものでございます。

なお、使用料につきましては、メイングラウンドが従来の野球場2面分となりますことから、2面相当額となる、1時間2,200円とするものでござい

ます。

20ページ改正案の備考第3項の改正でございますが、中の島スポーツグラウンドのメイングラウンドを半面使用する場合の金額を設定するものでございます。

そのほかの改正につきましては、所要の規定整備を行うものでございます。

議案書の211ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例は再整備後の供用開始予定日である本年9月1日を施行日といたしております。ただし、第2条第3号及び別表の改正につきましては、供用開始前より使用申請の受付を始めるため、公布の日から施行することといたしております。

212ページの第2項につきましては、必要な経過措置を定めるものでございます。

なお、議案参考資料21ページに本案の概要をお示しいたしておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

以上が、本案の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 水道事業管理者職務代理者。

（水道事業管理者職務代理者水道部長登壇）

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 御上程いただきました議案第46号、議案第62号の提案理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第46号 予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例、及び吹田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書213ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法において条項の移動が生じたことに伴う規定整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条により改正いたします予算で定める重要な資産の取得及び処分、

議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例、第2条により改正いたします吹田市監査委員に関する条例のいずれにおいても引用しております地方自治法の条項移動に伴う規定整備を行うものでございます。

214ページに参りまして、附則でございますが、この条例の施行期日を本年9月24日とするものでございます。

なお、議案参考資料といたしまして、23ページ及び24ページに現行・改正案対照表をお示しいたしております。

次に、議案第62号 大阪広域水道企業団が共同処理する事務の変更に係る協議につきまして、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書の249ページを御覧いただきたいと存じます。

大阪広域水道企業団は、大阪市を除く府内42市町村が、水道用水供給事業の経営に関する事務や水道事業の受託等を共同処理するために設立された一部事務組合でございます。

同企業団におきましては、大阪府水道整備基本構想に基づき、各市町村の意向を踏まえつつ、段階的な府域一水道を目指しており、四條畷市ほか2団体が平成29年（2017年）4月に統合されて以降、現在までに19団体が統合し、事業を行っております。

このたび、同企業団と泉大津市、箕面市、門真市の3団体が新たに統合し、令和9年（2027年）4月から事業を開始するに当たり、関係市町村との協議が必要であることから、地方自治法第290条の規定に基づき、本案を提案するものでございます。

なお、当該3団体の各議会におきましては、統合に係る規約の改正につきまして、既に議決されているものでございます。

これに伴う同企業団規約の変更内容につきまして、議案参考資料99ページ、大阪広域水道企業団規約現行・変更案対照表により御説明申し上げます。

第3条に規定する同企業団が共同処理する事務の変更につきまして、泉大津市、箕面市、門真市の水道事業の経営に関する事務を加えるものでござい

す。

なお、同企業団と3団体の統合後におきましても、同企業団の用水供給事業と、既に統合している19団体を含む22団体の水道事業の会計は分離されますことから、本市をはじめとするその他の構成団体に特段の影響はないものでございます。

以上が、議案第46号、議案第62号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

（福祉部長登壇）

○梅森徳晃福祉部長 御上程いただきました議案第47号及び議案第60号の提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第47号 吹田市介護老人保健施設条例を廃止する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書の215ページをお願いいたします。

本案は、吹田市介護老人保健施設を公の施設としては廃止するものでございます。

議案参考資料の25ページをお願いいたします。

吹田市介護老人保健施設は、介護保険制度開始に先立ち、平成4年（1992年）に開設され、公的な中間施設の先駆的存在として、本市の高齢者福祉の推進に大きく寄与してきました。

しかしながら、介護保険制度の開始から20年以上が経過する中で、民間法人による介護サービス事業は充実し、公の施設として担ってきた役割は低下しています。また、施設の老朽化や利用率の低下を踏まえ、当該施設の在り方を検討した結果、介護老人保健施設としての機能そのものは引き続き必要であるものの、その提供主体が公である必要性は低下していることから、公の施設としては廃止し、事業譲渡を前提に取組を進めることとしたものでございます。

議案書の215ページにお戻りいただきたいと存じます。

この条例の施行期日でございますが、附則におきまして、令和9年（2027年）10月1日とするもので

ございます。

続きまして、議案第60号 吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定期間の変更につきまして、御説明申し上げます。

議案書の245ページをお願いいたします。

本案は、吹田市介護老人保健施設の廃止及び事業譲渡に伴い、指定管理者の指定期間を変更するものでございます。

議案参考資料の95ページをお願いいたします。

吹田市介護老人保健施設につきましては、指定管理者の指定期間を令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までとしておりましたが、令和9年9月30日をもって当該施設を廃止し、事業譲渡することから、現在の指定期間を短縮するものでございます。

変更後の指定期間は、令和6年4月1日から令和9年9月30日まででございます。

以上が、議案第47号及び議案第60号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

（市民部長登壇）

○岡松道哉市民部長 御上程いただきました議案第48号 吹田市立男女共同参画センター大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

なお、本議案に関わります予算につきましては、さきの2月定例会におきまして、御可決賜ったものでございます。

議案書の217ページをお願いいたします。

本案につきましては、制限付一般競争入札の実施により、去る5月8日に請負者が決定いたしましたことから、契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容といたしましては、男女共同参画センターにおきまして、防水改修、屋根改修、建具改修、内装改修及び外構の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から令和9年6月30日ま

での予定で、請負金額は3億4,063万7,000円、請負者は株式会社関根工務店でございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の27ページから34ページに工事の概要、請負者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、付近見取図、配置図、平面図等を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

（地域教育部長登壇）

○二宮清之地域教育部長 御上程いただきました議案第52号、議案第55号及び議案第57号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して説明申し上げます。

まず、議案第52号 吹田市立自然の家大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結について、提案の理由及びその概要を説明申し上げます。

なお、この議案に関わります予算につきましては、本年2月定例会におきまして御可決賜ったものでございます。

議案書229ページを御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、制限付一般競争入札を実施いたしましたところ、本年5月8日に請負者が決定いたしましたので、本請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の概要でございますが、吹田市立自然の家の大規模改修工事として、本館棟での防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修及び塗装改修工事のほか、野外食堂での塗装改修工事に加え、屋外便所、プロパン庫、ごみ庫及び雑排水設備棟での防水改修工事をそれぞれ行うものでございます。

工事場所は、滋賀県高島市今津町南生見でございます。

工期につきましては、本定例会議決後から令和9年8月31日までを予定しております。

請負金額は、2億472万1,000円、請負者は、株式会社大創でございます。

なお、議案参考資料63ページから73ページに工事の概要、請負者に関する営業の沿革、工事経歴書、

財務諸表のほか、図面などをお示しいたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

次に、議案第55号 吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について、御説明申し上げます。

議案書235ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和7年5月定例会において契約締結の御可決を賜っておりますが、その契約内容のうち、請負金額を変更するものでございます。

契約の理由と内容につきましては、令和8年2月18日付の国土交通省からの通知の趣旨に沿い、受注者から賃金等の急激な変動に対する工事請負契約書第26条第6項、いわゆるインフレスライド条項による請負金額の変更の請求があったため、これを適用し、本工事の請負金額を2億5,015万3,200円から2億5,603万8,200円に変更しようとするものでございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の79ページに概要をお示ししておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

次に、議案第57号 重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（Ⅰ期工事）請負契約の一部変更について、説明申し上げます。

議案書239ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和4年5月定例会において契約締結の御可決に続き、令和6年2月定例会及び令和7年11月定例会に請負金額の変更の御可決を賜っておりますが、このたびは、工期と請負金額について、それぞれ変更しようとするものでございます。

変更の理由と内容につきましては、解体工事や詳細な調査を進める中で、建物の一部が別の建物等と躯体の構造をなす柱を共有していることなどが判明し、本工事での一体的な修理等による対応が必要になったため、工期の完成を令和9年3月15日から令和10年6月30日に、請負金額を9億3,443万9,000円から12億455万9,600円にそれぞれ変更するものでございます。

なお、この議案に関わる予算につきましては、さきの2月定例会におきまして御可決賜ったものでございます。

そのほか、参考資料といたしまして、議案参考資料の83ページに概要をお示ししておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上が、議案第52号、議案第55号及び議案第57号の提案の理由及びその概要でございます。

それぞれ御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 消防長。

（消防長登壇）

○山田武史消防長 御上程いただきました議案第53号 吹田市中消防庁舎解体撤去工事請負契約の一部変更につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書の231ページをお願いいたします。

本案は、吹田市中消防庁舎解体撤去工事につきまして、令和7年（2025年）5月定例会において御可決賜りました契約内容のうち、請負金額を変更するものでございます。

変更の理由でございますが、令和8年（2026年）2月18日付で国土交通省からの通知により、受注者から工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づく請負代金額の変更について協議の請求がありましたため、請負金額を2億4,654万800円から2億4,981万8,800円に変更するものでございます。

参考資料といたしまして、議案参考資料の75ページに本案に係る資料をお示しいたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上が、議案第53号の提案理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

（学校教育部長登壇）

○大山達也学校教育部長 御上程いただきました議案第54号 吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事（建築工事）請負契約の一部変更につきまして御説明申し上げます。

議案書の233ページをお願いいたします。

本案は、吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事における建築工事部分につきまして、令和7年（2025年）11月定例会において御可決賜りました契約内容のうち、請負金額を変更するものでございます。

変更理由でございますが、令和8年2月18日付で、国土交通省から賃金等の急激な変動に対する工事請負契約書第26条第6項、いわゆるインフレスライド条項の運用についての通知がございました。この通知の趣旨に沿いまして、受注者から請負金額の変更の請求がありましたため、本工事の請負金額を3億5,824万8,000円から3億6,285万7,000円に変更するものでございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の77ページに概要をお示ししております。

御参照の上、よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 教育監。

（教育監登壇）

○植田 聡教育監 御上程いただきました議案第59号 小学校用GIGA端末iPad購入契約の締結につきまして、その概要を御説明申し上げます。

なお、この議案に関わります予算につきましては、本年2月定例会におきまして、御可決賜ったものでございます。

議案書の243ページを御覧ください。

本案につきましては、令和2年度より実施していますGIGAスクール構想として使用している児童用の更新用端末として、小学校に8,000台を購入するものでございます。

納期は本定例会議決後から本年8月31日までの予定で、契約金額は4億3,824万円、納入者は、株式会社内田洋行大阪支店でございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の89ページから94ページに購入概要、営業の沿革、納入実績書、貸借対照表、損益計算書、委任状を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議をいただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

（健康医療部長登壇）

○今峰みちの健康医療部長 御上程いただきました議案第61号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書の247ページをお願いいたします。

本案は、社会保険診療報酬支払基金法の一部改正により、社会保険診療報酬支払基金の名称が、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に変更されることに伴う、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関し、地方自治法第291条の3第1項及び同条第3項の規定により、関係市町村と協議を行う必要がございますことから、同法第291条の11の規定に基づき、提案するものでございます。

規約の変更案の内容につきましては、議案参考資料の現行・変更案対照表により、御説明申し上げます。

議案参考資料97ページをお願いいたします。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約第17条第1項におきまして、広域連合の経費について規定されておりますが、第4号中社会保険診療報酬支払基金交付金を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構交付金に改めるものでございます。

議案書の247ページにお戻りをお願いいたします。

附則でございますが、この規約は、本年10月1日から施行することといたしております。

以上が、議案第61号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

（行政経営部長登壇）

○北澤直子行政経営部長 御上程いただきました議案第63号 令和8年度吹田市一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明を申し上げます。

議案書251ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は、2億536万7,000円を追加し、補正後の総額を、1,822億193万4,000円とするものでございます。

253ページ下段の歳出の表をお願いいたします。

第2款 総務費、第1項 総務管理費で1万9,000円の追加は、恩給年額改定に伴う退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の改正による遺族扶助料の追加でございます。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費で2億284万8,000円を追加いたしております。

内容の1点目は、一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団に対する運営費負担金、及び吹田市介護老人保健施設の事業譲渡に係る事業者選定委員会委員報酬、2点目は、国の補助基準額の改定に伴う、障害者福祉施設整備補助金の追加でございます。

次に、第9款第1項 消防費で250万円の追加は、避難所宿泊体験訓練の実施に係る費用でございます。

次に、上段の歳入の表をお願いいたします。

第13款 国庫支出金、第2項 国庫補助金で303万6,000円の追加は、民生費国庫補助金で社会福祉施設等施設整備費補助金及び消防費国庫補助金で、防災力強化総合交付金でございます。

第17款 繰入金、第1項 基金繰入金で2億233万1,000円の追加は、財政調整基金繰入金、及び心身障害者福祉施設整備基金繰入金でございます。

議案第63号の説明は以上でございます。

なお、お手元の議案参考資料101ページから105ページに資料をお示しいたしております。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問は後日に受けることにいたします。

○矢野伸一郎議長 次に、日程6 市会議案第5号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。30番 小北議員。

(30番小北議員登壇)

○30番 小北一美議員 ただいま上程されました市会議案第5号につきまして、議会運営委員会を代表し

まして説明いたします。

市会議案第5号は、市民から負託を受けた議員としての職責を十分に果たすことができない場合に議員報酬を減額等することから、議員の議員報酬及び期末手当の不支給、支給停止等に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第5号を採決いたします。

本件について、原案どおり承認いたしましても異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、市会議案第5号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、大阪府都市ボートレース企業団議会、淀川右岸水防事務組合議会及び大阪広域水道企業団議会の活動状況につきましては、それぞれ選出議員から議長宛てに文書をもって報告があり、その写しをクラウド上などに掲載してありますので、それにより御承知願います。

○矢野伸一郎議長 以上で本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は6月4日(木曜日)午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時17分 散会)

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	矢野伸一郎	
吹田市議会議員	江口礼四郎	
吹田市議会議員	井上真佐美	
吹田市議会議員	竹村博之	